報告第１号

専決処分について報告の件

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和８年６月１日提出

芽室町長　手　島　　旭

専　決　処　分　書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

１　損 害 賠 償 の 額　　１０，０６１円

２　損害賠償の相手方　　●●●